



県章

# 山形県公報

平成16年7月30日(金)  
第1563号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)...886

### 告示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...887
- 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....(同)...同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所...(保健業務課)...888
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....(同)...889
- 土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同
- 土地改良事業施行の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....(森林課)...890
- 公共測量の実施の通知.....(管理課)...891
- 豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の県代行工事の全部の完了.....(交通基盤課)...同
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...同
- 道路の供用の開始.....(同)...892
- 道路の位置の指定.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同
- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
- 同.....(同)...同
- 同.....(同)...893
- 同.....(同)...同
- 一般国道の供用の開始.....(同)...同
- 同.....(同)...894
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 平成16年2月県告示第116号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正.....(建築住宅課)...同
- 平成16年2月県告示第117号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正.....(同)...895
- 開発行為に関する工事の完了.....(庄内総合支庁建築課)...同

### 選挙管理委員会関係

#### 告示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....896

### 地方労働委員会関係

#### 告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示.....同  
同.....897

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ...898  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ...899  
 県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
 同 ..... (村山総合支庁北村山総務建築課) ...901  
 同 ..... (最上総合支庁建築課) ...903  
 一般競争入札の公告..... (公安委員会) ...906

正 誤

規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第56号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則 (昭和37年 4月県規則第43号) の一部を次のように改正する。

別表中

県営下川原アパート	長井市	通路、駐車場	を
県営小出アパート 1号	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場	

「

県営小出アパート 1号	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場	に、
-------------	-----	--------------------	----

」

「

県営小出アパート 3号	長井市		を
県営成田アパート	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場	

」

「

県営成田アパート	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場	に、
県営屋城町アパート	長井市	通路、駐車場	

」

「

県営関口アパート 2号	南陽市		を
-------------	-----	--	---

」

「

県営関口アパート 2号	南陽市		に改める。
県営関口アパート 3号	南陽市		

」

附 則

この規則は、平成16年10月 1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第787号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社ふとんのニトベ 北村山郡大石田町大字大石田 乙45番地	アインクサービス ニトベ 北村山郡大石田町大字大石田乙42番地の 2	福 祉 用 具 貸 与	平成16. 6. 25
有限会社佐藤縫製工場 東村山郡中山町大字長崎2831 番地	アインクサービス なかやま 東村山郡中山町大字長崎8035番地の2	同	同
協同組合生活住環境整備山形 山形市壇野前13番地2	協同組合 生活住環境整備山形 山形市壇野前13番地2	同	同
有限会社いばらき呉服店 村山市大字白鳥3920番地	アインクサービス いばらき 村山市大字白鳥3920番地	同	同 6. 28

## 山形県告示第788号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人さくらんぼ共 生会 寒河江市南町三丁目3番31 号	さくらんぼ共生園デイサ ービス事業所 寒河江市大字寒河江字内の 袋55番地7	デ イ サ ー ビ ス	平成16. 7. 2

## 山形県告示第789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者 の名称及び所在地	居宅サービ スの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10番1号	福祉用具貸与	株式会社コムスン山形南 ケアセンター	株式会社コムスン山形南 ケアセンター	平成16. 6. 1
		山形市前田町16番18号	山形市江俣四丁目11番14 号	

## 山形県告示第790号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
本 間 健 太 郎	ほ ん ま ク リ ニ ッ ク	酒田市新橋一丁目14番10号
鈴 木 俊 博	鈴 木 整 形 外 科 医 院	新庄市金沢字下田2394番地の1
石 井 玄 樹	新 庄 明 和 病 院	新庄市大字福田806番地
奥 山 英 伸	同	同
石 川 純 一	同	同
東 海 林 岳 樹	同	同
近 藤 習 子	同	同
滝 正 則	新 庄 徳 洲 会 病 院	同 大字鳥越字駒場4623番地
西 本 邦 弘	同	同
窪 田 研 二	同	同
遠 藤 歌 士 夫	同	同
藤 田 俊 哉	同	同
渥 美 智 晶	同	同
黒 川 克 朗	山 形 県 立 新 庄 病 院	同 若葉町12番55号
椿 野 巧	同	同
松 本 秀 一	同	同
五 十 嵐 美 晴	同	同
今 田 恒 夫	同	同
廣 島 由 紀	同	同
北 原 辰 郎	同	同

宮 下 武 彦	同	同
下 風 朋 章	同	同
阿 部 茂	阿部内科・循環器科クリニック	同 大字泉田字泉田465番地
加 藤 幸 恵	朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地
木 村 真 五	大 蔵 村 診 療 所	最上郡大蔵村大字清水2325番地の3
土 門 斉	土 門 医 院	飽海郡遊佐町大字庄泉字開元65番地
吉 田 尚 美	松 山 診 療 所	飽海郡松山町字西田8番1号

山形県告示第791号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
土 門 敏 雄	土 門 医 院	飽海郡遊佐町大字庄泉字開元65番地

山形県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
南陽市川樋土地改良区
- 2 事務所の所在地  
南陽市川樋2429
- 3 認可年月日  
平成16年7月23日

山形県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
天保大川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成16年7月15日

山形県告示第794号

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程 (昭和40年 8月県告示第772号) の一部を次のように改正する。

別表中	森林健全度強化 対策促進 (松林 タイプ)	誘引剤利用による防除、天敵 生物層の維持・利用、林内環 境の改善、樹幹注入剤による 防除及び被害発生源等の除去 処理等	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理 費、賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、工事請負費、使用 料、賃借料、備品購入費、原材料費 及び事業雑費	$\frac{3}{4}$	を
	森林健全度強化 対策促進 (広葉 樹林タイプ)	天敵鳥類を利用した防除、林 内環境の改善及び被害発生源 の除去処理等	同 上	$\frac{3}{4}$	
	松林保全体制整 備	自主的な松くい虫の防除を推 進し、松林の保全体制の整備 を図るための組織の育成、イ ベント等の開催及び管理道等 の整備	賃金、報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料、賃借料、工事 請負費、原材料費、備品購入費及び 事業雑費	$\frac{3}{4}$	

松林健全化促進	誘引剤利用による防除、天敵 生物層の維持・利用、林内環 境の改善、樹幹注入剤による 防除及び被害発生源等の除去 処理等 天敵鳥類を利用した防除、林 内環境の改善及び被害発生源 の除去処理等	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理 費、賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、工事請負費、使用 料、賃借料、備品購入費、原材料費 及び事業雑費	$\frac{3}{4}$	に、
松林保全体制整 備	自主的な松くい虫の防除を推 進し、松林の保全体制の整備 を図るための組織の育成、イ ベント等の開催及び管理道等 の整備	賃金、報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料、賃借料、工事 請負費、原材料費、備品購入費及び 事業雑費	$\frac{3}{4}$	
松林保全自衛体 整備モデル	住民団体や防除関係者等への 技術研修、安全指導、防除計 画策定、被害木処理、被害木 処理の委託、樹幹注入剤の施 用、林内環境改善等	薬剤費、資材費、機器・器具賃借料 等、謝金、委託料及び事業雑費	$\frac{3}{4}$	

のねずみ駆除	のねずみに対する殺鼠剤の散 布	同 上	$\frac{1}{2}$	を
--------	--------------------	-----	---------------	---

のねずみ駆除	のねずみに対する殺鼠剤の散 布	同 上	$\frac{1}{2}$	に改める。
カシノナガキク イムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着 により枯死し、又は枯死にひ んしている樹木の薬剤による くん蒸	伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業 雑費	$\frac{3}{4}$	

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「(森林健全度強化対策促進事業、防除手法多様化実証事業、松くい虫防

除事業及びその他森林病虫害等防除事業の場合）」を「（松くい虫防除事業、政令指定病虫害等防除事業、松林健全化促進事業及び防除手法多様化実証事業の場合）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の規定は、平成16年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成16年7月26日から平成17年1月11日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

山形県告示第796号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定により県が施行している町道の改築工事の全部を次のとおり完了する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

路 線 名 (市 町 村 名)	工 事 の 完 了 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 年 月 日	工 事 の 完 了 年 月 日
小漆川小見線 (大 江 町)	西村山郡大江町大字本郷字古城裏己44番11から 同 大字小見字下原261番まで	道路改良工事	平成 8. 7. 5	平成16. 8. 6

山形県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路 線 名 日和田松川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字白岩字陣ヶ峰2992番1から 同 2463番79まで	旧	19.4メートル 16.0	メートル 30
同 上	新	33.2メートル 17.9	同 上

## 山形県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 日和田松川線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字白岩字陣ヶ峰2992番1から  
同 2463番79まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月30日

## 山形県告示第799号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定の番号 私道（村）第253号
- 2 指定の場所 東根市一本木二丁目6116 - 2の一部、6116 - 5の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 18.00メートル
- 4 変更年月日 平成16年7月22日

## 山形県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大字安丹字村上21番から 同 大字友江字中野1番2まで		旧	16.4メートル 11.8	メートル 53
同	上	新	18.8メートル 13.8	同上

## 山形県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市大字関根字橋下20番2から		旧	20.0メートル	183メートル
同 25番1まで			14.4	
同	上	新	20.0メートル	同上
			14.4	

## 山形県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市大塚町14番29から		旧	32.4メートル	121メートル
同 みどり町16番18まで			12.0	
同	上	新	34.6メートル	同上
			13.0	

## 山形県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 面野山鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市みどり町16番9から		旧	16.2メートル	19メートル
同 大塚町14番29まで			8.2	
同	上	新	16.2メートル	同上
			4.6	

## 山形県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字安丹字村上21番から

- 同 大字友江字中野 1 番 2 まで  
 3 供用開始の期日 平成16年 7月30日

山形県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 7月30日から同年 8月12日まで縦覧に供する。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 345号  
 2 供用開始の区間 鶴岡市大字関根字橋下20番 2 から  
 同 25番 1 まで  
 3 供用開始の期日 平成16年 7月30日

山形県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 7月30日から同年 8月12日まで縦覧に供する。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 鶴岡羽黒線  
 2 供用開始の区間 鶴岡市大塚町14番29から  
 同 みどり町16番18まで  
 3 供用開始の期日 平成16年 7月30日

山形県告示第807号

平成16年 2月県告示第116号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1 日から施行する。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

県営下川原アパート	1,100	を
県営小出アパート 1号、2号及び3号	1,100	
県営成田アパート	1,000	

県営小出アパート 1号及び2号	1,100	に、
県営成田アパート	1,000	
県営屋城町アパート	1,100	

県営関口アパート 1号及び2号	を
-----------------	---

県営関口アパート 1号、2号及び3号	に改める。
--------------------	-------

山形県告示第808号

平成16年2月県告示第117号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋 和雄

「 県営下川原アパート 県営小出アパート1号	44.7	0.84	14,100	を
	55.7	0.94	36,000	
「 県営小出アパート1号	55.7	0.94	36,000	に、
「 県営小出アパート2号 県営小出アパート3号	58.0	0.94	37,800	を
	62.2	0.93	38,400	
「 県営小出アパート2号	58.0	0.94	37,800	に、
「	71.5	0.90	50,200	を
「 県営屋城アパート	71.5	0.90	50,200	に、
	61.8	0.97	85,400	
	61.8	0.97	85,700	
	72.2	0.97	100,500	
「	68.6	0.94	98,800	を
「	68.6	0.94	98,800	に改める。
	57.3	0.93	88,600	
	57.7	0.93	89,800	

山形県告示第809号

次の開発行為は、完了した。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 許可番号  
平成16年1月14日 指令庄総建第70号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡榎引町大字下山添字茶屋川原86 - 3、87 - 2、88 - 2、89 - 2、90 - 3、90 - 4、91 - 3、95、96、212内、223内、224内、225内、227内
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
酒田市富士見町三丁目2番地1  
株式会社 栄地建

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第128号

昭和53年12月選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成16年 7月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

- 1 病院の項の表中 「つくしが丘病院」 を 「山形厚生病院」 に改める。

### 地方労働委員会関係

#### 告 示

山形県地方労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次の通り平成16年7月13日認定した。

なお、平成15年10月21日山形県地方労働委員会告示第3号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲）は、廃止する。

平成16年 7月30日

山 形 県 地 方 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業
- 2 組合の表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所		労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
山 形 県 企 業 局	本 局	局長、局次長、課長、主幹、総務課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務課総務専門員、同財務専門員、同職員主査及び同財務主査
	南 部 発 電 管 理 事 務 所	所長及び副所長
	北 部 発 電 管 理 事 務 所	所長及び副所長
	村 山 地 区 水 道 事 務 所	所長及び副所長
	最 上 地 区 水 道 事 務 所	所長及び副所長
	置 賜 地 区 水 道 事 務 所	所長及び副所長
	庄 内 地 区 水 道 事 務 所	所長及び副所長並びに庄内地区水道事務所平田支所長及び庄内地区水道事務所平田支所副支所長

山形県地方労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次の通り平成16年7月13日認定した。

なお、平成15年10月3日山形県地方労働委員会告示第2号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲）は、廃止する。

平成16年7月30日

山 形 県 地 方 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業の名称  
県が経営する病院事業
- 2 組合の表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所		労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
山 形 県 病 院 事 業 局	本 局	局長、局次長、県立病院課長、県立病院課経営主幹、同課副主幹、同課課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代行する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）同課管理主査及び同課管理係長、同課経営主査、同課施設主査、同課主査（人事、服務、組織又は給与に関する事務を担当するものに限る。）
	山 形 県 立 中 央 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同部経営課長、同部医事課長
	山 形 県 立 日 本 海 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長
	山 形 県 立 新 庄 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長
	山 形 県 立 河 北 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長
	山 形 県 立 鶴 岡 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長
	山形県立がん・生活習慣病センター	所長、副所長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課長、同部経営課長、同部医事課長
	山形県立救命救急センター	所長、副所長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部経営課長、同部医事課長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 NPOひがしね
- (2) 代表者の氏名  
五十嵐 理恵
- (3) 主たる事務所の所在地  
東根市大字蟹沢1646番地の33
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して社会啓蒙につとめ、自らも地域に根差した社会的公益活動をリードする。また情報や技術の収集、交流と体験を通して成長自立し、まちづくりの支援に関する事業を行う。併せて、生活の質をより一層高めることを使命に掲げ、安全で快適な住環境づくりとコミュニティの創造、再生に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 7月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 虹のネットワーク
- (2) 代表者の氏名  
佐藤 秀昭
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形市大字八森126番地 5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人及び社会適用に困難な人に対して、生活支援、社会参画、技術習得及び就労の安定に関する事業を行い、障がいのある人及び社会適用に困難な人が社会に参加できる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年 7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 7月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 SPOON
- (2) 代表者の氏名  
佐竹 義和
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形市七日町二丁目 7番10号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主として山形市在住の人に対して、中心市街地で求められている人材の育成と街中における生涯学習活動の支援に関する事業を行い、街中の賑わいの創出及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに河北町役場において平成16年11月30日まで縦覧に供する。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン河北  
西村山郡河北町谷地ひな市通り東26街区外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一  
中道リース株式会社 北海道札幌市中央区北1条東3丁目3番地  
代表取締役 関 寛
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
株式会社 ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
株式会社 ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一
中道リース株式会社	北海道札幌市中央区北1条東3丁目3番地	関 寛

- 4 変更年月日  
平成16年7月9日
- 5 届出年月日  
平成16年7月14日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年11月30日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分 <small>(商・農・林・漁)</small>	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者		
県営南山形アパート3号	山形市南松原1-9-6	2DK	51.3	1	特定目的用 <small>(商・農・林・漁)</small>	18,500	22,500	26,600	30,700	35,400	40,700	3月分の家賃に相当する額	単身可
同南山形アパート4号	同 1-9-1	3K	39.9	1	一般用	9,900	12,000	14,200	16,300	16,400	16,400		同
同南山形アパート5号	同 1-9-6	2LDK	64.8	1	同	23,400	28,400	33,600	38,700	44,700	51,400		
同松町アパート1号	同 松町4-12-16	3DK	63.9	1	同	20,700	25,100	29,600	34,200	39,500	45,400		
同松町アパート2号	同 4-12-20	同	64.2	1	同	21,100	25,600	30,200	34,900	40,300	46,100		
同深町アパート3号	同 深町1-7-27	同	64.2	1	同	22,600	27,500	32,500	37,500	43,300	46,700		
同きたまちアパート2号	同 松町3-2-12	同	73.1	1	同	28,100	34,100	40,300	46,500	53,700	61,700		
同あたごアパート	同 小白川町5-27-15	3LDK	71.9	1	同	28,600	34,800	41,100	47,400	54,800	62,900		
同鷺ヶ袋アパート	同 上山市旭町2-7-1	3DK	54.6	1	同	13,300	16,200	19,100	22,100	25,500	29,300		
同天童駅西アパート3号	同 天童市駅西2-2-31	同	64.2	1	同	19,300	23,500	27,800	32,000	37,000	42,500		
同長岡アパート1号	同 中里1-2	2DK	63.4	1	特定目的用 <small>(商・農・林・漁)</small>	22,900	27,800	32,900	37,900	43,800	50,300	単身可	
同天童南部アパート2号	同 南町3-18-2	2LDK	70.1	1	同	25,600	31,100	36,700	42,400	49,000	56,200		
同芦沢アパート	同 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7	2DK	52.8	1	一般用	11,200	13,600	16,100	18,600	21,500	24,700	単身可	
同中原アパート1号	同 東村山郡中山町大字長崎881-2	3DK	69.4	1	同	22,600	27,400	32,400	37,400	43,200	49,600		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月4日(水)~同月10日(火)まで(8月9日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者			収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者
県営東根中央ア パート	東根市中央四丁 目3-2	3DK	62.6	1	一般用	18,400 円	22,300 円	26,400 円	30,400 円	35,100 円	40,400 円		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
  - (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。  
イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月4日(水)~同月10日(火)まで(8月9日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超え153,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者	収入が200,000円を超え238,000円以下の者			収入が238,000円を超え268,000円以下の者
県営三吉町アバート3号棟(331号室)	新庄市金沢1612-3	3DK	62.2	1	一般用	13,100	15,900	18,800	21,700	26,500	30,400	3月分の家賃に相当する額	
同 若葉東アバート3号棟(312号室)	同 1496-1	同	67.8	1	同	14,900	18,100	21,400	24,700	30,700	35,600		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に高齢者がある場合には、その高齢者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月2日(月)から同月6日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成16年8月6日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成16年9月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、免許台帳ファイリングシステム機器(制御装置、照会端末等機器及びソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年7月30日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日時 平成16年9月17日(金) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量  
免許台帳ファイリングシステム機器(制御装置、照会端末等機器及びソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年5月1日から平成20年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬字立谷川原北3400 山形県警察本部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年8月24日(火)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Driver's License Document Filing System.: 1 set  
 (2) Time-limit for tender: 1:30P.M. September 17th, 2004  
 (3) Contact point for the notice: Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 3400 oaza Takadama aza Tachiyagawaharakita Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. Tel. 023(655)2150

## 正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成16. 7.27	号外(54)	1	下から6	飛鳥	飛鳥
同	同	同	下から10	飛鳥	飛鳥

平成16年7月30日印刷  
平成16年7月30日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056